

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する重要事項説明書

あなた（または、あなたの御家族）が利用しようと考えている介護予防支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条及び「鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント要綱」第8条の規定に基づき、御利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 この契約の趣旨について

- あなたは、今回の基本チェックリスト実施または要介護（要支援）認定申請において、「第1号事業対象者（以下、事業対象者といいます。）」または「要支援1」「要支援2」に認定されています。
- 「第1号事業対象者」の認定を受けた方は「第1号事業」を、「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方は「第1号事業」「介護予防サービス」を御利用することになります。
- サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス計画等」の作成等を行う必要がありますので、鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センターを運営する社会福祉法人椎原寿恵会並びに業務受託法人と契約を締結して作成することになっています。

2 あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

名 称	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	
事業所指定番号	4100300021	
設置主体	社会福祉法人 椎原寿恵会	
代 表 者	理事長 中川原 章	
所 在 地 (連絡先)	鳥栖市村田町1250番地1 TEL 0942-82-2301	
サービス提供地域	麓・旭地区	
職員体制	職 種	人数
	保健師又は看護師	1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上
	社会福祉士	1名以上
	介護支援専門員	1名以上
	認知症地域支援推進員兼生活支援コーディネーター	1名以上
営 業	営業日	月曜日から土曜日（日・祝日及び12/29～1/3は休み）
	時 間	午前8時30分から午後5時30分まで

3 介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援（介護予防サービス計画等の作成など）を受託する事業者とその事業所

事業者の名称	
代表者名	
所在地 (連絡先)	
事業所の名称	
管理者氏名	
所在地 (連絡先)	

4 介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援等の内容

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無
①介護予防サービス計画等の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務の実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となるものです。
②指定介護予防サービス事業者等との連絡調整		
③サービス実施状況の把握、評価		
④利用者状況の把握		
⑤給付管理		
⑥基本チェックリスト実施及び要介護認定等の申請に対する協力、援助		
⑦相談業務		

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

地域包括支援センターの担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため定期的に訪問します（おおむね3ヶ月1回程度）。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防ケアマネジメント業務又は介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

6 サービスの方針

- ① 鳥栖西地区地域包括支援センター及び業務受託法人（以下「事業所」という。）は利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な第1号事業及び介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画等（ケアプラン）を作成します。

- ② 介護予防サービス計画等に基づいて適切な第1号事業及び介護予防サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

7 内容及び手続の説明及び同意について

① 事業者は、介護予防ケアマネジメント業務または指定介護予防支援業務の提供に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画等が介護保険法第1条の2及び鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント要綱第7条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行います。

② 事業者は、介護予防サービス計画等に指定介護予防サービス事業所等を位置づけた理由を求めることができること等につき説明を行います。

③ 事業者は、介護予防ケアマネジメントまたは指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう依頼します。

8 事故発生時の対応

担当職員の訪問時に利用者または利用者の所有する物品等に損害を与えた場合は、誠意を持って対応いたします。

加入保険	保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	加入保険	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	内 容	賠償損害、費用損害

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 事業所における禁止事項について

- ① サービス従業者または他の契約者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと。
- ② 他の契約者や事業所に迷惑や損害を与える恐れがある物品の持ち込み。
- ③ 他の契約者やサービス従事者に対し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為、その他サービス従事者の職務遂行に支障を生じさせる社会的相当性を

欠く不当な行為を行うこと。

※【ハラスメント行為の例】

- (1) 次に該当する場合の金銭補償や商品交換、謝罪の要求
 - ① 提供するサービス・商品に瑕疵・過失が認められない場合
 - ② 要求の内容が、提供するサービス・商品の内容と関係がない場合
 - (2) 身体的な攻撃（暴行・傷害）
 - (3) 精神的な攻撃（威迫・脅迫・中傷・名誉棄損・誹謗中傷・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為・ストーカー行為・人格を否定する発言）※インターネット、SNS 上での文面を含む
 - (4) 威圧的な言動、土下座の要求
 - (5) 相当性を欠く継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
※必要性がない頻繁な電話やメール等を含む
 - (6) 拘束的な言動（不退去・居座り・監禁）
 - (7) 差別的な言動
 - (8) 性的な言動（セクハラ）
 - (9) 従業員個人への攻撃、要求
 - (10) 過剰または不合理な要求
 - ① 合理的理由のない謝罪の要求、従業員に関する解雇等の法人内処罰の要求
 - ② 社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求
 - (11) 合理的範囲を超える時間帯、場所的拘束
 - ① 合理的な理由のない長時間の拘束
 - ② 合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し
- ※なお、上記の記載は例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません

1.1 介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援に関する相談、苦情について

サービスに関する相談や苦情については下記の窓口にて対応いたします。

【センターの窓口】 鳥栖西地区地域包括支援センター	所在地 佐賀県鳥栖市村田町1250番地1 電話番号 0942-82-2188 ※苦情受付・処理担当者及び責任者を配置しています。
【市町村の窓口】 鳥栖市役所	所在地 佐賀県鳥栖市宿町1118 鳥栖市福祉事務所 高齢福祉課 電話番号 0942-85-3554
【保険者の窓口】 鳥栖地区広域市町村圏組合	所在地 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494-1 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 電話番号 0942-81-3111

【国民健康保険団体連合会の窓口】 佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地 佐賀県佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 0952-26-1477
------------------------------------	--

12 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条及び「鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント要綱」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所 名称 鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター
(指定事業所番号： 4100300021)
所在地 鳥栖市村田町1250番地1
代表者名 社会福祉法人 椎原寿恵会
理事長 中川原 章

説明者氏名

業務受託事業所 名称
(指定事業所番号：)
所在地
代表者名

説明者氏名

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター及び業務委託先居宅介護支援事業者（以下総称して「介護予防サービス計画等事業者」という。）が次の各号に掲げる目的に資するもので、介護予防サービス計画事業者が必要と判断した場合に限り使用するものとする。

- (1) 介護保険法に関する法令等に従い作成する、介護予防サービス計画等に必要な場合。
- (2) 介護予防サービス等を円滑に実施するために行う、サービス担当者会議に必要な場合。
- (3) 介護予防サービス等を効果的に実施するために行う、介護保険法第115条の48に基づく会議（地域ケア会議等）に必要な場合。
- (4) その他、居宅介護支援事業所、介護（介護予防）サービス事業所、第1号事業所及び関係機関等との連絡調整等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

個人情報の使用にあたっては、次の各号の条件を守らなければならない。

- (1) 個人情報の使用は1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、個人情報を使用する者は、関係者以外に知り得た情報を漏らさないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 介護予防サービス計画等事業者は、個人情報を使用した会議、相手方及び内容等についての記録を行うこと。

3. 個人情報の内容

使用する個人情報は、次の各号に定める範囲とする。

- (1) 基本情報及びアセスメント情報
氏名、住所、健康状態、病歴、家族関係等の状況等。
- (2) 要支援要介護認定情報
認定調査票（特記事項を含む）、主治医意見書及び介護認定審査会における判定結果及び意見。
- (3) その他介護予防サービスの円滑かつ効率的な提供に必要な情報

4. 個人情報を使用する期間

「介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援契約書第4条」に定める契約期間と同様とする。

令和 年 月 日

【指定介護予防支援事業者】

社会福祉法人 椎原寿恵会

(鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター)

【業務委託先居宅介護支援事業者】

事業所名：

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人 住 所 _____

氏 名 _____

※代理人を選定した場合のみ記入